

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」 に基づく取組について

令和4年12月23日
北海道建設部建設政策局建設管理課

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（経緯）

- 平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」施行
- 平成17年8月26日 「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（品確法基本方針）」 閣議決定

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」平成19年8月 策定

総合評価落札方式の導入・活用 等を位置づけ

【背景】

建設投資の減少や競争の激化などにより建設業の経営を取り巻く環境が悪化
技能労働者の高齢化や若年入職者の減少など担い手不足 など

- 平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行
- 平成26年9月30日 改正品確法基本方針 閣議決定
- 平成27年1月30日 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）作成

取組方針（平成27年12月改定）

品確法の改正等により、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念が追加されたこと等を踏まえ、道の取組をより一層進めていくため、本取組方針を改定。

- 令和元年 6月14日 改正品確法 公布・施行
- 令和元年10月18日 改正品確法基本方針 閣議決定
- 令和2年 1月30日 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）改正

令和元年度の品確法改正等により、災害への対応、働き方改革、生産性向上の必要性及び調査設計の重要性が追加されたが、平成27年度に改定した道の取組方針において、道独自で既に反映しているため、品確法の改正に伴う道の取組方針の改定は行わない。

I 取組方針の位置づけ及び目的

【位置づけ】公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理に関する道の基本的な取組の方向性を定めるもの

【目的】発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、**国及び市町村等と相互に連携・協力し**、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与

II 公共工事を取り巻く状況

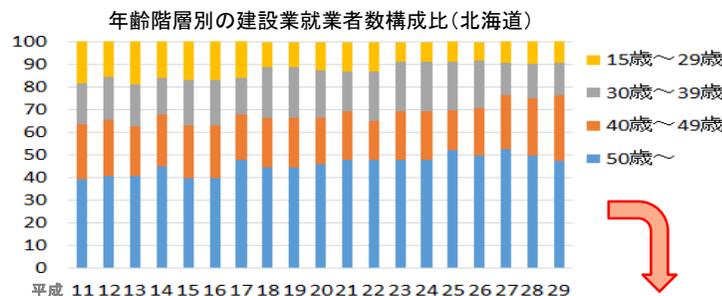
【北海道の社会資本整備を取り巻く状況】

- 広大な面積や厳しい気象条件等の本道の特性
- 人口減少社会への対応
- 厳しい道の財政状況
- 災害リスクの高まり
- 社会インフラの老朽化
- バックアップ機能の強化
- 道の技術職員の減少等



【北海道の建設業を取り巻く状況】

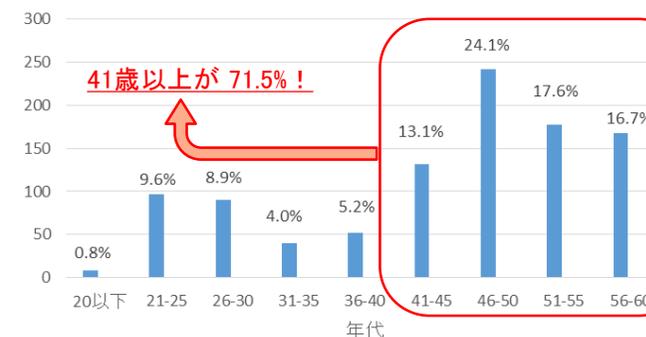
- 建設投資額の減少、道内建設業事業者の減少及び高齢化の進行など厳しい経営環境
- 社会資本の維持、災害時における対応、雇用や地域の活性化など重要な役割を担っている



出典：総務省「労働力調査」

半数が50歳以上！

北海道建設部土木技術職員の年齢構成(R2)



III 公共工事の品質確保の意義

品質確保の意義

- ・就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難、発注者のマンパワー不足など、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念の高まり**
- ・災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、**地域の安全・安心の確保に支障を生じるおそれがあることへの懸念**

こうした状況に対応するため、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組を、より一層進めていく必要がある**

IV 品質確保に向けた取組方針

現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保と其中長期的な担い手の育成・確保を図るため、**道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にする**とともに、品確法等の改正及び運用指針により、**中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する道の基本的な取組の方向性を追加**する。

IV-1 道が発注者として取り組むべき事項

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

- (1)担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定
- (2)著しい低価格受注の防止
- (3)計画的な発注及び適切な施工時期
- (4)施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

- (1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査
- (2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等
- (3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
- (4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

- (1)競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）
- (2)契約方式の選択
- (3)競争入札参加者の設定方法の選択
- (4)落札者の選定方法の選択
- (5)支払い方法の選択

IV-2 その他の取組

6 担い手の育成・確保の取組

- (1)技術と経営に優れた企業づくりの推進
- (2)労働環境等の改善の推進
- (3)道の発注体制の強化等

4 工事の監督・検査等の充実・強化

- (1)監督・検査・工事成績評定の適切な実施
- (2)工事成績評定等に関する資料のDB化
- (3)現場の施工体制等の適切な確認
- (4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等
- (5)完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

5 設計・調査における品質確保の推進

- (1)発注関係事務の適切な実施等
- (2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用
- (3)競争入札参加者の技術的能力の審査
- (4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施

7 市町村への支援

- (1)発注者間の連携強化
- (2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

V 取組の進め方

毎年度、取組状況を取りまとめて北海道建設業審議会に報告し、その意見を踏まえて次年度以降の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進

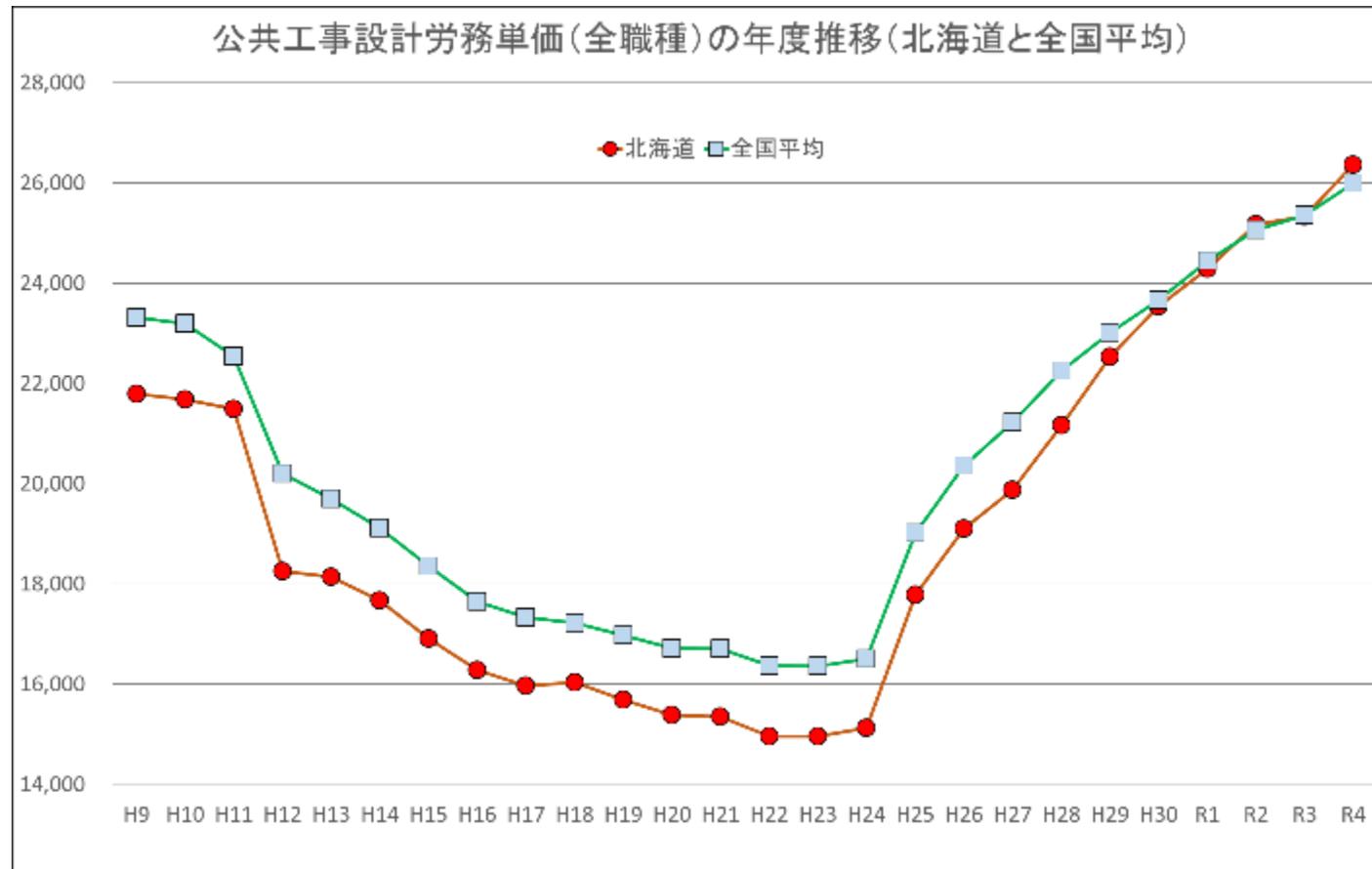
公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ①

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

	取組の方向性	これまでの取組状況等	R4年度以降 新規・拡充の取組
(1)担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定	・トータルマネジメントシステムなどを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成	○トータルマネジメントシステム導入 (総合的な進行管理機能 H18.3～) ○工事施工円滑化ガイドライン(H28策定) ・「仮設工の積算における留意事項」を追加(R2)	
	・労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映する適切な価格設定 ・積算基準の見直しに即応した積算の実施 ・歩切りは厳に行わない	○適宜、国に準じた労務単価・歩掛・諸経費等の見直し ・一般管理費、現場管理費の率の改定 ・労務単価9年連続前倒し改定(R4.3) ○毎月の資材単価の調査・改定	○積算基準の改定 ・一般管理費の改定 ・鋼橋製作工の間接工事費、桁輸送費の改定 ・日当り施工量、労務、資機材等の改定 土工、排水構造物工、重建設機械分解・組立、中層混合処理等19工種
	・不調・不落対策として、見積活用方式等による速やかな契約締結の実施	○不調・不落割合(建設管理部・建築局) ・発注ロットの拡大等により減少傾向 H29: 10.0%、H30: 7.6%、R1: 5.9%、R2: 3.9%、R3: 3.5% ○見積活用方式の試行(H27～) ○橋梁補修工事での円滑な施工対策(R2) ・一日未満で完成する作業の積算の改定 ・地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の手続きを簡素化 ○災害復旧工事の円滑な施工対策(H28～) ・現場代理人の兼任件数の緩和 ・フレックス工期 ・復旧JV制度の導入(帯広・室蘭) ・地域要件の拡大 ・下位等級企業が入札参加できる工事価格帯の引き上げ ・特例拡大による入札期間等の短縮	

公共工事設計労務単価の推移

- ・公共工事設計労務単価については、近年の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、9年連続で、年度前に前倒して改定。（改定日：H26.2.3、H27.2.2、H28.2.1、H29.3.1、H30.3.1、H31.3.1、R2.3.1、R3.3.1、R4.3.1）
- ・設計資材単価については、市場取引価格や地域の取引実態の調査を行い、毎月、改定。
- ・令和4年度の公共工事設計労務単価は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置として、前年度単価を下回る場合は、前年度単価に据え置き。



R4年度設計労務単価(全職種平均)
北海道: 26,362円(対前年度+4.1%)
全 国: 25,991円(対前年度+2.5%)

R4年度の設計労務単価(北海道)は、
H24年度比 74.3%増

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

項目	取組の方向性	取組状況等	R4年度以降 新規・拡充の取組
(2)著しい 低価格受 注の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用 ・予定価格の事後公表 ・入札金額の内訳書の提出義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ○低入札価格調査基準価格・最低制限価格の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・H21.7より道独自措置を実施、平均落札率上昇 ・R1.5 基準価格設定範囲の改正 (予定価格の70%～90% → 75%～92%) ・平均落札率(発注3部) H29:94.8%, H30:94.8%, R1:94.9%、R2:93.6%、R3:93.5% ○予定価格の事後公表(H20.12～) ○工事内訳書の提出義務化(H27.4～全ての工事に拡大) ○総合評価落札方式で施工体制評価を導入(H30.4～) 	
(3)計画的 な発注及 び適切な 施工時期 の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の計画的な発注 ・適期施工を考慮した早期発注の推進等 ・余裕工期の活用 ・各発注者が連携した発注見通しの公表 ・施工時期の平準化 ・選択工期制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロ国債、ゼロ道債の活用(単位:億円) R2設定 ゼロ道:51、補助ゼロ道:23(億) ○開発局、道、札幌市が参加した発注見通し統合公表 ○フレックス工期制を導入(H29.1月～) H29:1089件、H30:1600件、R1:1,740件、R2:1943件、R3:1975件 ○工期算定要領の改定(R2) 除雪にかかる時間と冬期作業効率低下を工期算定に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロ国債、ゼロ道債の活用 R3設定 ゼロ道:51億 補助ゼロ道:15億
(4)施工条 件の変化 等に応じた 適切な設 計変更	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド条項の適切な適用 ・適切な設計変更(工期変更含む) ・設計変更の手引き、事例集等の充実、関係職員への周知等を通じた手続きの迅速化・円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○スライド条項の適切な適用 ○設計変更確認会議(H28.4～) 対象の拡大(H30) 監督員の経験年数3年以下 → 監督員が技師(30歳程度以下) ○工事円滑化会議(R2～) ○工事施工円滑化ガイドラインの策定(H28.4) <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の手引き(H18) ・工事の一時中止ガイドライン(H28) ・設計図書の照査ガイドライン(H17) ・施工条件明示チェックリストの新規追加 ・提出書類のガイドライン(H18) 	

■工事円滑化会議

- ・[定義] **工事着手前**に、**現場条件**、**施工計画**及び**工事工程**等について、
受発注者が一堂に会して情報共有を行い、会議開催する取組み。
- ・[設立背景] 初段階の情報共有による円滑な工事の実現
- ・[対象工事] 設計額**1億円以上**の請負工事
- ・[開催方法] **受注者の発議**で開催(※三者検討会の内包や、関連工事間での合同開催も可)
- ・[参加者] 【発注者】総括監督員・主任監督員・監督員
【受注者】現場代理人、主任(監理)技術者、会社役員等
※専門工事業者(下請会社等)の担当者も参加可

●具体的対応●

- <入札前>・設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を記載
- <工事着手前>・受注者の発議で会議開催
(工事円滑化会議チェックリストの活用)
・会議開催後に協議簿作成



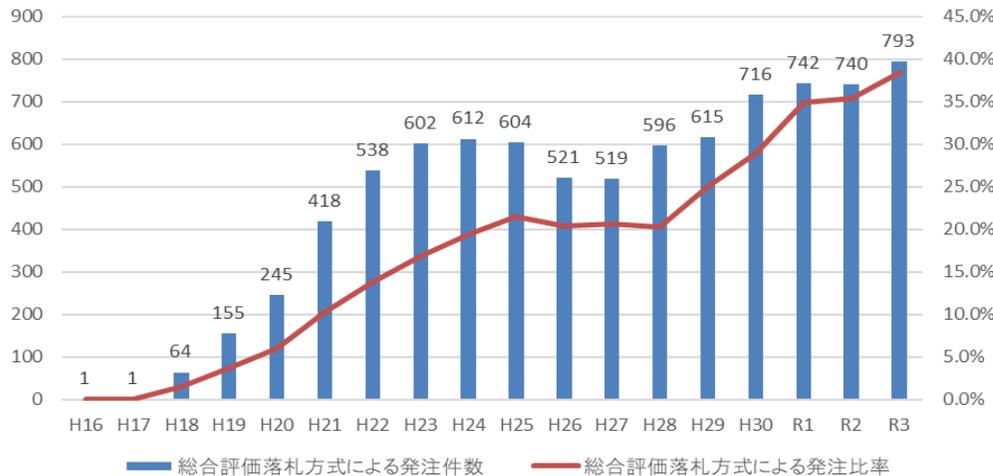
2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

項目	取組の方向性	取組状況等	R4年度以降 新規・拡充の取組
(1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況、工事成績評定等適切な審査項目の設定、必要に応じて見直す ・定期の資格審査等で、社会保険等未加入業者を元請業者から排除 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年に一度定期の資格審査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R3/4資格審査 施工成績点に履行実績を考慮、建設管理部表彰、「北海道働き方改革推進企業認定制度」、BCPの評価を追加 ○社会保険等未加入対策 <ul style="list-style-type: none"> H27.4元請から排除、H28.4一次下請排除、H30.4二次以下の下請排除 	
(2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等	<ul style="list-style-type: none"> ・施行実績や地域要件など適切な設定 ・地域維持事業における事業協同組合方式の採用 ・災害協定の締結 ・災害等の緊急対応における契約予定者の複数選定(年1回見直し) ・暴力団等不良不適格業者の排除の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な入札参加要件設定 ○地域維持事業:大半が事業協同組合方式 ○災害協定:全ての地方建設業協会と締結済み ○緊急対応の契約予定者の複数選定は毎年実施 ○不良不適格業者の排除の徹底 	
(3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等	<ul style="list-style-type: none"> ・若年技術者・技能労働者等の育成・確保状況や建設機械の保有状況、災害時の施行体制の確保等に関する事項について入札契約手続きの各段階において審査・評価することを更に検討 ・工事等優秀業者表彰制度、現場技術者の表彰制度の充実、各段階における審査・評価へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札手続きの各段階における審査・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・資格審査において採用(H27/28資格審査～) ・総合評価:技術者育成・確保の追加(H28) ○表彰制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・道建設部表彰(H22から表彰者数拡大) <ul style="list-style-type: none"> H29:70者、H30:71者、R1:71者、R2:72者、R3:75者 ・現場技術者表彰(全ての建設管理部で実施) ・維持管理・除雪功労者表彰を新設(H27～) ・建設管理部工事優良 企業表彰(R2～) 	
(4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ○各建設管理部の総合評価審査委員会の設置 	

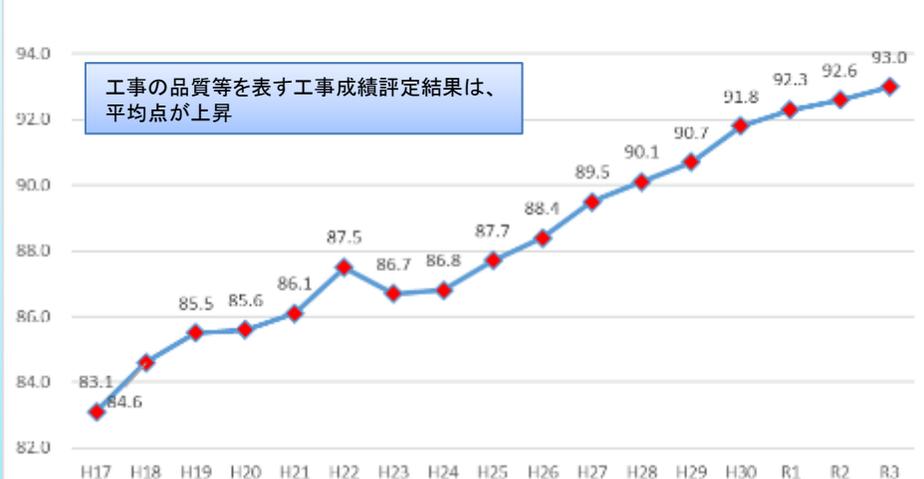
3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	R4年度以降 新規・拡充の取組
(1)競争入札参加資格者の技術提案を求める方式(総合評価落札方式)	ア工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・高度技術提案型、標準型、簡易型 ・オーバースペックは優位に評価しない ・評価方法内容の公表 	○総合評価落札方式の試行(H16～) <ul style="list-style-type: none"> ・H22から発注標準Aクラス以上の工事で原則実施 ・受発注者双方の負担軽減となる簡易型を中心に実施 ・R3:建設管理部で793件実施 	○総合評価落札方式ガイドラインの改定(R4) <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案数の削減 ・地域選択項目の追加 (ICT活用の取組、工事施工成績の地域独自基準の設定、技術力重視型の試行)
	イ競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等 <ul style="list-style-type: none"> ・工事施行成績、配置予定技術者の資格、地域貢献度、若年技術者等の登用も考慮 ・学識経験者の意見聴取 	○総合評価落札方式の活用・改善等に関する検討会(H27～H28) <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者による意見聴取の場 ・評価項目等の検討を実施 ○評価点事後審査方式の試行(H29～継続)	

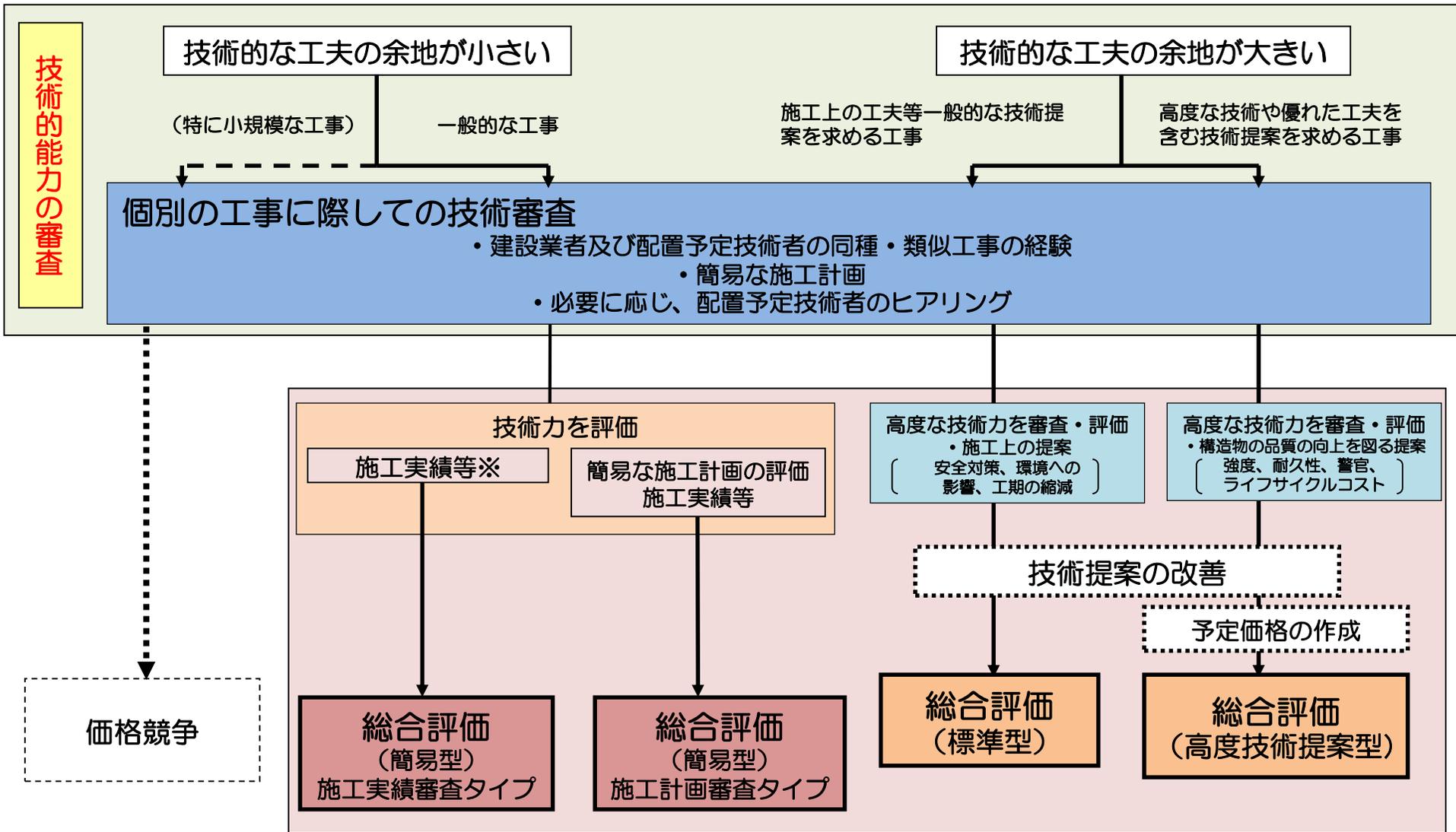
建設管理部における総合評価落札方式による発注件数の推移



工事成績評定の平均点の推移



北海道における総合評価落札方式の分類



3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	R4以降新規
(2)契約方式の選択	ア事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 (ア)施工を単独で発注する方式・・・基本 (イ)詳細設計付工事発注方式・・・検討 (ウ)維持管理付工事発注方式・・・検討 (エ)設計・施工一括発注方式・・・必要に応じて検討可 (オ)ECI方式・・・必要に応じて検討可	○多様な入札契約方式の検討 －(ア)施工単独発注を基本として実施 過去の実績は、 (イ)詳細設計付工事発注方式を過去2回 河川トンネル工事において活用 (ウ)～(オ)は採用実績なし	
	イ地域における社会資本の維持管理に資する契約方式 (ア)包括発注方式の活用 (イ)複数年契約方式の検討	○H28から全建設管理部で 道路パトロール・維持管理＋河川パトロール・維持管理 を一括契約 ○H26から冬除雪と春除雪の一括契約方式を開始	
	ウ発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式 ※大規模災害等で迅速に対応する必要がある場合等 (ア)CM方式 (イ)事業促進PPP方式	○その他の方式 －国の動向について情報収集	
(3)競争入札参加者の設定方法の選択	ア一般競争入札:1千万以上は原則採用 イ指名競争入札:災害など緊急を要する、発注時期に制約のある工事など一般競争入札により難しい場合 ウ随意契約:緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合等	○これまで同様、適切に実施	
(4)落札者の選定方法の選択	価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、選択 ア 価格競争方式 イ 総合評価落札方式	○発注標準Aクラス以上の工事は 原則、総合評価落札方式	
(5)支払い方法の選択	ア 総価請負契約方式 イ 単価・数量精算方式 ウ 総価契約単価合意方式	○支払い方法の選択 －現在は、工事においては、ア総価請負契約方式 －維持管理業務においては、イ単価・数量精算方式を採用	

4 工事の監督・検査等の充実・強化

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R4年度以降の取組
(1)監督・検査・工事成績評定の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の適切な監督の実施 ・検査の適切な実施 ・成績評定要領・技術基準の見直し ・評価項目・方法の標準化の推進 ・検査における改善事項の書面通知 ・重点監督の実施 ・評定技術の向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者による自己評定の導入(H18～) ・必要に応じ、適宜見直し ・国に準じた評価の実施／評定点の差が課題 ・工事施工成績評定の「評価の視点」を改定(R2.3) ・中堅職員研修、新任出張所長等に対する研修会実施 	
(2)工事成績評定等に関する資料のデータベース化	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースの整備、登録、更新 ・発注者間でのデータの共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、他発注機関へのデータ提供を実施 	
(3)現場の施行体制等の適切な確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の施行体制等の適切な確認 ・一括下請負など建設業許可行政庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行体制台帳の活用(200万以上の工事 H18～) ・下請状況等調査の実施 H30:160件、R1:158件、R2:160件、R3:160件 	
(4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・三者検討会の活用 ・ワンデーレスポンスの試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆けH14～16試行 H17から本格実施 ・H27から試行開始 H28 7,000万円以上の工事 H29 3,500万円以上の工事へ拡大 	
(5)完成後一定期間を経過した後ににおける施工状況の確認・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・国における舗装工事の取組状況等を踏まえた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 	

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ⑦

5 設計・調査における品質確保の推進

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R4年度以降の取組
(1)発注関係事務の適切な実施等	<ul style="list-style-type: none"> ア適正な予定価格の設定等 ・最新の技術者単価、適正な歩掛の適用等適正な予定価格の設定 ・必要な業務の条件を明示した仕様書等の作成、受発注者間での設計条件等の確認 ・適切な仕様書等の変更、業務委託料・履行期間の変更 ・ワンデーレスポンスの試行 ・指示、承諾、協議等の適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、国に準じた技術者単価・歩掛等の見直し ・詳細設計照査要領(H17.10～) ・設計条件打ち合わせ簿(H20.3～) ・設計変更の手引き(測量調査設計業務編)(H19.3～) ・委託中間打ち合わせの実施(H17.11～) ・ワンデーレスポンスの試行(H26～) ・「赤黄チェック」の実施(H28.10～) ・委託業務円滑化ガイドライン(H29.3策定) <ul style="list-style-type: none"> ①設計変更事例集(新規) ②条件明示チェックリスト(新規) ③設計図書等作成要領、④設計条件打合せ簿 ⑤詳細設計照査要領、⑥工程表(業務計画書) ・合同現地踏査の試行(R1.5～) ・工事発注前三者検討会(R2.6～) 	
(2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式 路面下空洞調査、積算資料作成業務で実施 ・プロポーザル方式 道営住宅の基本設計等で実施 	
(3)競争入札参加者の技術的能力の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格等の仕様書への位置づけ ・業務実績、業務成績、企業や技術者の技術力等の適切な審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格等に応じて、保有資格を仕様書に明示【現場技術業務】土木学会の土木技術者や全日本建設技術協会の品質確保技術者等を追加(H29.4～) 	
(4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の適切な実施 ・履行過程、成果を的確に評価した成績評定の実施 ・成績評定・要領等の標準化の推進 ・成績評定のデータベース整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の受託者自己評価の試行(H23.2～) ・要領等の適宜見直し 	

■工事発注前三者検討会

- ・[定義] **工事発注前**に、**現場施工プロセスを反映した質の高い設計や施工**を目指すため、設計者・施工者・発注者が協働し、計画・設計・施工の技術的知識の相互交換する取組
- ・[設立背景] 現場と設計の乖離による入札不調や工事一時中止の抑制
- ・[対象業務] **重要構造物**や**複雑な仮設工を含む詳細設計・調査等業務**
- ・[開催方法] 対象業務のうち、発注者が必要性を判断した業務で実施
- ・[参加者] 【発注者】 担当員、主任担当員、出張所長や事業課主幹等
【施工者】 各地方建設業協会から推薦された土木委員等
【設計者】 当該現場に係る詳細設計・調査等受託会社の管理技術者、担当技術者等



●具体的対応●

- <入札前> 設計図書の特記仕様書に対象業務の旨を記載
発注者は、設計者及び施工者の会議参加費を積算で計上
- <契約後> 発注者(出張所等)と設計者で日程調整し、
発注者(設計積算管理委員会)が施工者(各地方建設業協会等)と、
日程調整した上で、会議開催
会議開催後、設計者は協議簿作成し、会議資料は入札閲覧室で公開

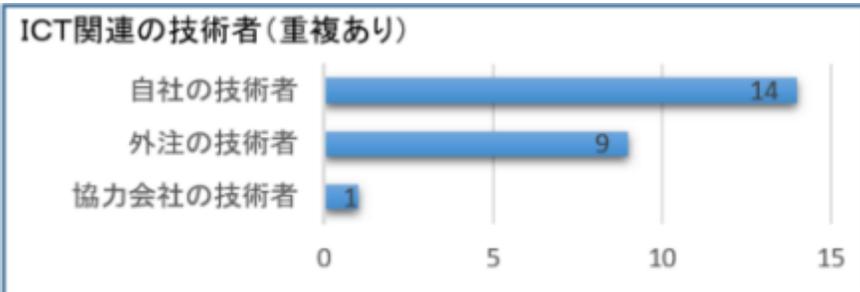


- ・試行中は**アンケートを実施し、会議手法の課題を抽出して改善を進める。**

6 担い手の育成・確保の取組

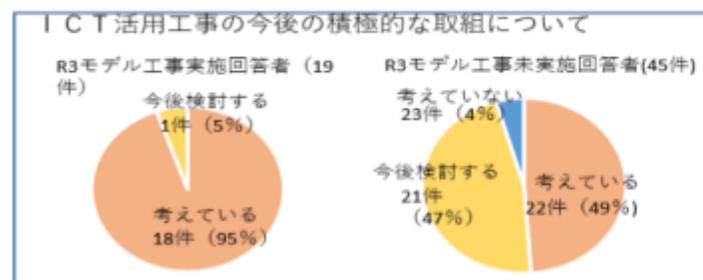
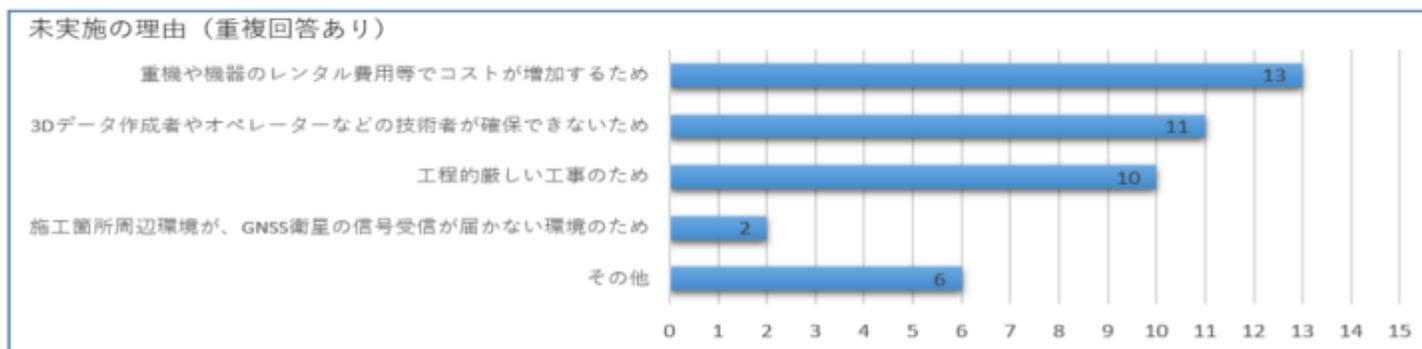
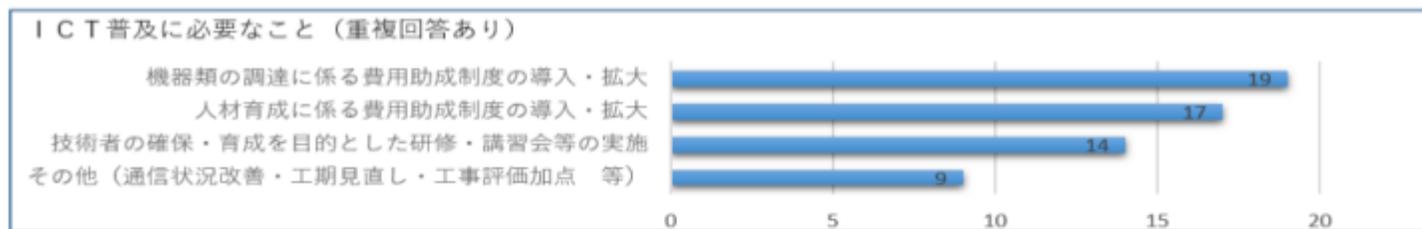
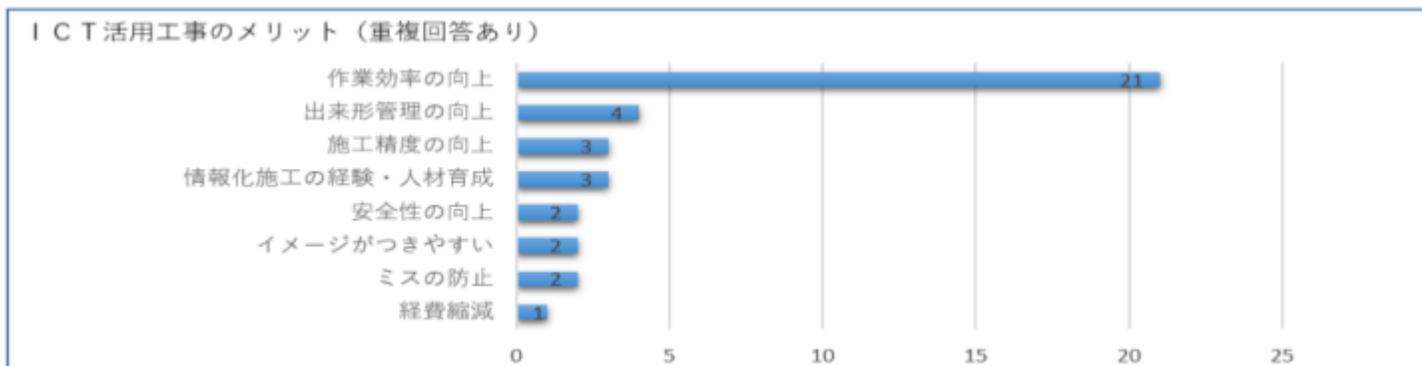
項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R4年度以降 新規・拡充の取組
(1)技術と経営に優れた企業づくりの推進	建設産業支援プランに基づく各種施策の推進 ・中小企業診断士等による指導・助言 ・生産性の向上を目的とする新技術等の開発促進 ・情報化施工の普及促進 ・企業における担い手の育成・確保の取組促進 ・建設業団体、関係行政機関等の連携強化などを図るための協議会の設置・効果的な取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業サポートセンターにおける中小企業診断士等による専門相談の実施 ○建設業担い手対策支援事業補助金 <入職・定着促進、生産性向上への取組支援> ・技術・技能習得 (新入社員合同研修、若手技術者基礎研修、資格取得研修等) ・就業環境改善(セミナー、相談会、専門家派遣等) ・生産性向上(ドローン操縦技術研修会、ICT施工現場見学会等) ○担い手確保のための普及啓発 建設産業ふれあい展、女性活躍推進セミナー、ICT体験講習会、情報発信・育成方法習得研修会、出前講座等 ○北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会発足(H27.6) ○建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針(R1.12改定) ○ICT活用モデル工事の対象拡大 ・ICT土工:1千m³以上(H30までは1万m³以上) ・ICT舗装:3千m²以上の路盤工 :1万m²以上の修繕工(切削オーバーレイ) ・対象工事の拡大:漁港工事、漁港海岸工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT活用モデル工事の対象拡大(R4.4月) ・部分的なICT活用工事の試行

令和3年度 ICT活用モデル工事 アンケート調査結果【受注者回答】①



ICT施工の定量的評価 ※ICT施工について、従来施工に対する各項目の比を算出し、回答のあった工事の平均値を表にまとめたもの

	内業	外業
事前準備段階	日数 94% 人工(主作業員) 113% 人工(補助作業員) 78%	日数 75% 人工(主作業員) 70% 人工(補助作業員) 69%
施工段階	日数 78% 人工(主作業員) 60% 人工(補助作業員) 54%	日数 66% 人工(主作業員) 54% 人工(補助作業員) 55%
提出書類作成段階	日数 82% 人工(主作業員) 75% 人工(補助作業員) 76%	
平均値	内業 79% 外業 65% 全体平均値 72%	



受注者意見

- ・3次元測量・設計データ作成等は慣れが必要で、機材が自社持ちの場合、費用的にも時間的にも負担は大きい。
- ・費用が高額過ぎるのが欠点。補助が必要である。
- ・ICT施工機械は誰でも乗れるので、進めていきたい。
- ・電波の受信の厳しい箇所でも積極的に実施して技術力を向上していきたい。

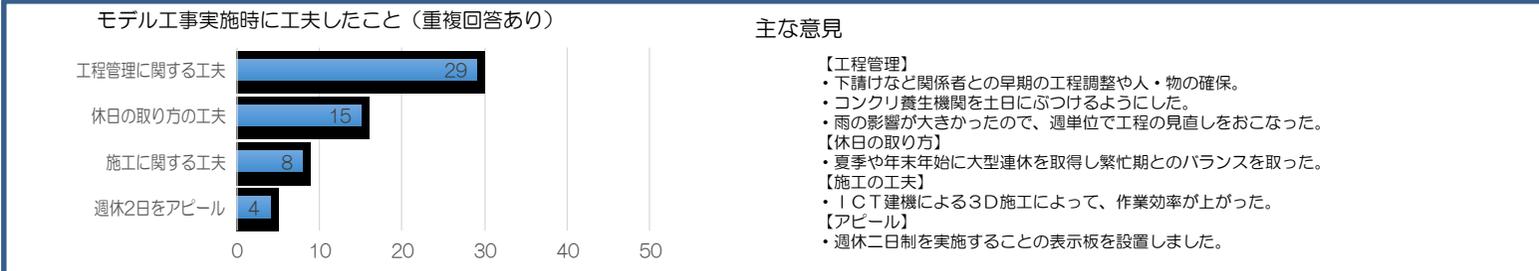
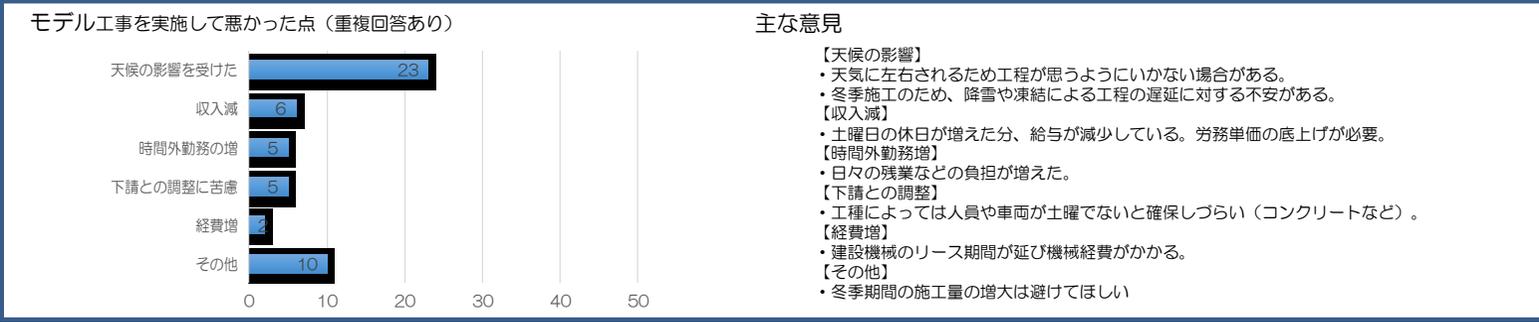
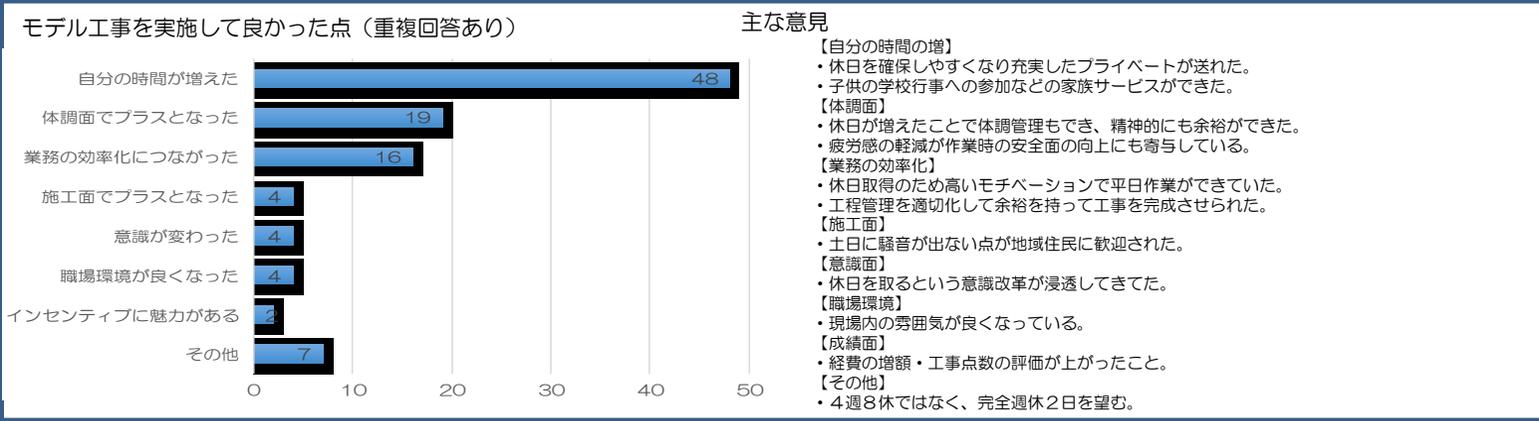
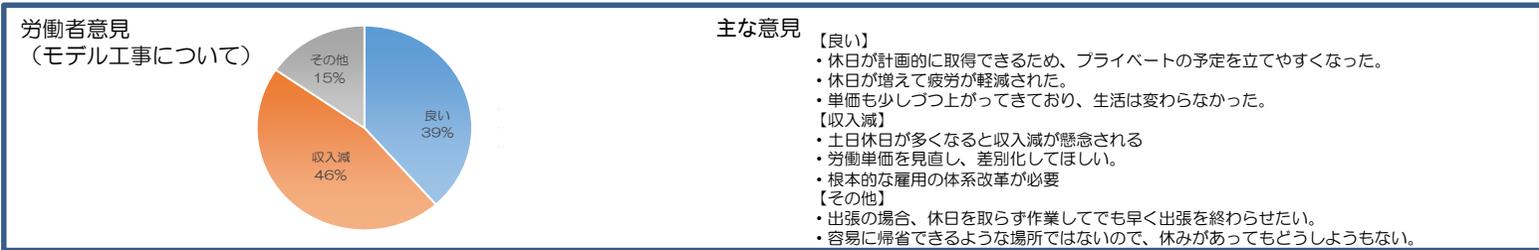
6 担い手の育成・確保の取組

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R4年度以降の取組
(2)労働環境等の改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・元下請間の関係適正化のための指導の実施 ・賃金・安全衛生等労働環境の改善の指導 ・適切な賃金水準、社会保険等の加入徹底の指導 ・社会保険等未加入業者の下請業者からの排除 ・前金払制度、中間前払・出来高部分払制度等の活用 ・中間前払制度の利用促進、手続きの簡素化等 ・「労働環境改善プロジェクト」の試行 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日モデル工事の実施 (建設部:H30.3～ 施工者希望型) R2:モデル工事 1,986件 → 1,757件実施 R3: 1,892件 → 1,843件実施 ○社会保険等未加入業者の排除 <ul style="list-style-type: none"> ・元請業者からの排除(H27～) ・一次下請業者からの排除(H28～) ・二次以下の下請業者の排除(H30～) ○中間前金払活用実績 (H30:50件、R1:59件、R2:57件、R3:35件) ○労働環境改善プロジェクト (道建設部:H27.8～試行) 	
(3)道の発注体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携した技術研修、技術交流 ・短期企業研修 ・資格取得意欲の向上 ・発注支援業務の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員研修(H20～) ・短期企業研修(H19～) ・積算資料作成、施工管理等の発注者支援業務の活用 	

週休2日モデル工事実施状況 (R2からの繰越、ゼロ国等を含む、令和3年度完成工事)

建管名	①発注件数 (件)	②うち、モデル工事		③うち、取組表明			④ ③のうち 週休2日 確定済 (件)	達成率 ④/③
		件数	発注全体に対する割合 ②/①	件数	モデル工事 に対する割合 ③/②	発注全体に対する割合 ③/①		
札幌	254	241	94.9%	240	99.6%	94.5%	237	98.8%
小樽	163	158	96.9%	157	99.4%	96.3%	157	100.0%
函館	267	237	88.8%	237	100.0%	88.8%	233	98.3%
室蘭	205	191	93.2%	189	99.0%	92.2%	187	98.9%
旭川	241	225	93.4%	225	100.0%	93.4%	225	100.0%
留萌	131	129	98.5%	128	99.2%	97.7%	128	100.0%
稚内	145	135	93.1%	129	95.6%	89.0%	128	99.2%
網走	206	202	98.1%	190	94.1%	92.2%	189	99.5%
帯広	202	192	95.0%	191	99.5%	94.6%	187	97.9%
釧路	191	182	95.3%	174	95.6%	91.1%	172	98.9%
計	2,005	1,892	94.4%	1,860	98.3%	92.8%	1,843	99.1%

令和3年度 週休2日モデル工事 アンケート調査結果 【受注者回答】



7 市町村への支援

項目	取組の方向性	取組状況等	備考
(1)発注者間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道、市町村で組織する発注者協議会・地方部会の設置、発注者間の情報交換や連絡・調整、課題への対応等各種施策の推進 ・地方部会を活用し、市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用実施のための取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者協議会の設置(H20～) ○14の総合振興局・振興局ごとに地方部会を設置(H27.6～) 	
(2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知、技術的な相談に即応 ・講習会、研修への市町村職員等の参加受け入れ ・工事検査への市町村職員の参加受け入れ ・発注関係事務に関する基準・要領の情報提供 ・積算システム等の標準化、共有化 ・総合評価落札方式の検討への職員の派遣 ・橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進 ・多様な入札契約方式に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共工事の品質確保の相談窓口設置(H17～) ○市町村職員の技術系研修会への受け入れ ○市町村職員の工事完成検査への参加(H18～) H28:6名、H29:68名、H30:23名、 R1:23名、R2:35名、R3:6名 ○市町村の総合評価の技術審査への道職員の派遣 －これまで、10市町の総合評価へ派遣 ○各種基準・要領等の情報提供 ○積算システムの共有化:道内の141市町村が利用 ○新積算システム(Web版)の運用開始(H28.1～) ○橋梁点検業務の地域一括発注 ・H28:32市町村 H29:66市町村 H30:37市町村、 R1:33市町村、R2:45市町村、R3:58市町村 ○入札契約制度研修会の実施 	